

登米市小・中学校における税の教科書として

「平成25年度租税教育指導事例集」の発刊に当たり、一言申し上げます。

皆様ご承知のとおり、憲法には国民の義務として、教育の義務、勤労の義務、納税の義務が定められており、一般に国民の3大義務と呼ばれています。

納税の義務によって納められた税金は、国民の暮らしを良くし守るため、社会保障、公共事業、文教科学振興、防衛関係等に使われているところです。このように税金、税制度は、国の運営の根幹を支える重要なもの、制度であり、私たちの生活、暮らしに直接結びつく、とても大切なものであります。

これらの税制度は、毎年改正が行われておりますが、今年の4月1日から8%に引き上げになる消費税は、国民全てに影響が大きいことから非常に注目されているところです。

まさに今、税金の重要性について見つめなおす絶好の機会でもあり、言い換えれば私たちの生活に果たす税金の役割について、体感する時にもあると言えるのではないのでしょうか。

小・中学校において、税金が私たちの生活に果たす役割やその必要性を学ぶ租税教育は、誠に重要であり、その内容、指導のあり方を様々な事例で紹介する本書は、極めて有効な税の教科書であると認識し、その効果を期待するところです。

本年度は小学校8校、中学校2校の実践事例が紹介されていますが、いずれの学校でも、小・中学生の段階から税を理解させるため、さまざまな工夫を凝らしながら取り組まれており、今後の教育活動にも大いに参考になるものであります。各学校においても、ぜひ取り入れていただきたいものと考えております。

最後になりますが、登米市租税教育推進協議会の運営と、今回の研究の取りまとめに当たっていただいた佐沼税務署の皆様のご尽力、さらには各教育現場の先生方のご努力とご支援に、心から感謝を申し上げ、本書発刊に際してのあいさつとさせていただきます。

平成26年3月

登米市租税教育推進協議会会長
登米市教育委員会 教育長

片倉 敏明